

全般的事項

設備の仕様をはじめとする事業計画の未確定部分について、求められている環境影響評価項目を仮定ではなく実際に導入される設備等を踏まえて具体的かつ網羅的に評価できるよう明らかにした上で、環境影響評価準備書以降の手続を行うこと。